

# ガバナンスデータ

(2018年6月28日)

コーポレート・ガバナンスに関する項目		内容
コーポレート・ガバナンスの基本方針の策定		あり
組織形態		監査役会設置会社
取締役	取締役の任期	1年
	取締役会議長	社長
	取締役会人数(うち、社外取締役人数)	11名(社外取締役3名、うち女性1名)
	取締役会開催回数	17回(2017年度)
	社外取締役の取締役会出席率	100%(2017年度)
監査役	監査役人数(うち、社外監査役人数)	4名(社外監査役2名、うち女性1名)
	社外監査役の取締役会出席率	100%(2017年度)
	監査役が出席する主な重要会議	取締役会、経営会議 <sup>*</sup> 、監査役会、監査部門連絡会議ほか
	監査役会開催回数	15回(2017年度)
	社外監査役の監査役会出席率	96%(2017年度)
独立役員の選任		5名(社外取締役3名、社外監査役2名)
会計監査人		新日本有限責任監査法人
内部監査部門		監査部

<sup>\*</sup> 常勤監査役のみ出席

## 役員報酬について

### 決定方法

#### 取締役

当社の社内取締役の報酬は、1. 役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、2. 前事業年度の会社業績および個人業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬、3. 当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬の三つで構成されています。基本報酬および業績連動報酬は金銭により、株式報酬は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給しています。なお、報酬額全体に占める固定報酬(基本報酬)と変動報酬(業績連動報酬および株式報酬)の構成割合は約6:4であり、上位役位ほど変動報酬の割合を高める設計としています。

社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしています。

取締役の報酬の額は、株主総会にて決議された総額の範囲内で、外部調査会社による他社水準を参考として、会社業績、個人業績評価に基づき算定しています。算定した報酬の額は、半数以上を独立社外取締役とする4名以上の委員で構成する報酬委員会に諮った上で、取締役会で決定しています。

#### 監査役

監査役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しています。

### 役員報酬の内容(2017年度)

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を開示しています。さらに、報酬の総額が1億円以上である取締役は、個別の報酬開示を行っています。

2017年度の役員区分ごとの報酬の内容は、下記の通りです。

	対象役員数	報酬総額
取締役(社外取締役を除く)	8名	331百万円
監査役(社外監査役を除く)	4名	58百万円
社外取締役	3名	43百万円
社外監査役	3名	26百万円
合計	18名	460百万円

- (注) 1. 金銭報酬の対象員数には、2017年6月29日付にて退任した取締役1名、監査役2名および社外監査役1名を含めています。  
 2. 取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額10億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されています。  
 3. 監査役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内と決議されています。  
 4. 当社は、2017年6月29日開催の第8回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は年額2億円以内と決議されています。  
 5. 株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した金額です。